

特集

権利者団体会議委員からのご挨拶 …… 3

各委員会を中心とした CPRAの取り組みについて …… 4

CPRA ニュース

VOL. 97

OCT. 2020

CONTENTS

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

コロナに明け暮れた8か月を振り返って

Hori Yoshitaka

芸団協CPRA権利者団体会議議長
一般社団法人日本音楽事業者協会会長

堀 義貴

2月26日の安倍総理会見から8か月。日本のエンタテインメント産業は経験したことがない苦難に直面してきた。1月から深く静かに世界に広まっていった未知のウイルスのことを行政も我々業界も当初は甘く見ていたのかもしれない。

大阪のライブハウスでクラスターが発生したことが明るみになると、音楽ライブやスポーツイベントは「3密の象徴」のように思われたのか、3月からまずライブエンタテインメントに関して2週間の開催自粛が要請され、それがさらに延期され、ついには緊急事態宣言の発令に伴い、映画やテレビドラマの撮影、映画館での上映、テレビ番組の出演者の削減やソーシャルディスタンスを取っての生放送、ゴールデンタイムでの過去ドラマの再放送など、人がパフォーマンスをする場所、観客が集まる場所のほとんどが蒸発した。

この間、補償のない休業という異例の事態に対して、(一社)コンサートプロモーターズ協会、(一社)日本音楽事業者協会、(一社)日本音楽制作者連

盟は連携して行政や国会の先生方への働きかけを行い、3月17日には「新型コロナウイルスからライブ・エンタテインメントを守る超党派議員の会」が開かれ、多数のエンタメ業界団体が集まった。

このままの状態が続くと、ライブ事業に携わるあらゆる職種の人々が生きていけなくなるという切実な訴えは、一部ネット世論などからは「エンタメなんて不要不急で、生きていくために必要ない」、「そんな脆弱な業界なら無くなっても自業自得だ」といった反発を浴びることとなったが、それでも多くの人々からの賛同もあった。

4月に入り演劇界にも動きが出てきた。緊急事態宣言の最中にもかかわらず、東京芸術劇場芸術監督の野田秀樹さんが私のところを訪ねてこれ、音楽業界の動きなども交えて意見交換をした。そうした助言も功を奏したのか、野田氏が中心となり、東宝、劇団四季などの大手企業から小劇団、スタッフ団体まで100を超える団体が集結して、任意団体「緊急事態舞台芸術

ネットワーク”も結成された。

音楽、演劇、映画、スポーツ業界によるこれらの大きなうねりは、映像産業振興機構(VIPO)を事務局にした「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(J-LODlive)」や第2次補正予算における文化スポーツのための補助金の成立、興行再開のためのガイドラインの策定にも寄与したものと思っている。

個人的にも、依頼のあった取材にはすべて応じ、大臣や元大臣などのもとを非公式公式問わず訪ね、エンタメ産業の窮状を訴えてきたつもりだ。また役所の皆さんには、産業の実態に合った補助金の運用が図れるようにするための要望を、時に語気荒く言い続けてきた。

とかく芸術家、アーティストの中には、個人の主義主張に固執するあまり、政治や行政に対して距離を取るような姿が見受けられるが、遠くから文句を言っても声が小さすぎて届かないのでは意味がない。

(2ページに続く)

〈1ページから続く〉

国民、納税者、選挙民として意見や要望を伝えることは、主義信条など関係ない権利だと思う。これからこうした活動は、後に続く人たちが続けていって欲しいと願うばかりだ。

さて、この激動の8か月を振り返った時、音楽や演劇、映画といった、世の中に当たり前にあると思っていたエンタテインメント、そして我々が従事してきた仕事が、世界を巻き込んだ未知なる感染症の前では、あたかもガラス細工のように脆かったという現実を如実に突きつけられたということだった気がする。CDの売り上げが激減したことを受けて、唯一右肩上がりの上昇をしてきたライブエンタメ市場が一瞬にして蒸発することなど、年初には誰も予想していなかったはずだ。多くの関係者は、夏になればこの騒動が収まるに違いないという根拠不明な自信に包まれていたと思う。かくいう私もその一人に違いない。

その間、無観客配信やリモート会議など、インターネット技術への知識と経験不足も明らかになり、いざ興行を再開しようにも、先進国の中でもわが国では最も浸透しなかった電子チケットの導入の遅れは、観客自らにチケットをもぎってもらうというアナログ的方法でしか解決できていない。

数年前からIoTとか、DX（デジタル・トランスフォーメーション）という言葉が巷にあふれても、我々業界はあれこれ理由を思いついては二の足を踏んできたのではないだろうか？我が身を振り返っても猛省の8か月であったと思う。

今現在、効果的なワクチンの存在も、仮にワクチンがあったとして広く世界中の人々が接種できるかどうかかわからないのに、希望的観測があちこちで語られることに対して、不安を感じずにはいられない。インフルエンザにも新型が次々生まれるように新型コロナウイルスにも「新新型」は次々生まれてくるだろう。そのための準備を怠れば、また同じような、あるいはそれ以上の苦難が待ち受けているということ忘れてはならない。

実演家著作隣接権センター（CPRA）の業務も同様に、音楽産業が今までのように何事もない、という前提で成り立っている。だが数年前からデジタルの波は、徐々に徐々に砂浜をえぐるように押し寄せ、CPRAの収益構造に変化をもたらしている。

音楽配信利用者の緩やかな増加を受けて、全国の貸レコード店の閉店数は増加し続けている。映像視聴の多様化によりテレビ局の収益の柱である広告費は頭打ちから減少に転じている。い

ずれもCPRAの大きな収益の柱だ。今この時点でCPRAの構造改革をしていかなければ、何年か何十年か先、実演家への分配額が大きく変化していくことを想定しておかなければならない。次に大きな感染症が起きた時では遅すぎる。そういう意識は、我々執行部や職員だけが持っていればいいわけではない。実演家、事業者の一人一人が危機感を持って日々研鑽していかなければならないことだ。

大事なことが討議されている各役所の会議で知見を持って積極的な発言ができる人材や、次に何か不測の事態が起こった時に政府や行政と交渉できる人材、新しいビジネスを素早く理解して適正な徴収方法を組み立てられる人材は、すぐに代わりができるほど容易ではない。先の未来を見越して人間の鎖のように連綿と引き継がれていかなくてはならない。

このコロナの時代は、団体を構成する個人個人に責任と義務とを自覚させる絶好の機会だったと、後年語れるようにしていかなければならないと思う。「ウィズコロナ」、「新しい生活様式」といった、今までと違う世界はしばらく続くはずだ。

関係各位のこれまで以上のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

権利者団体会議委員からのご挨拶

効率的かつ透明性の高い権利処理基盤の構築を

一般社団法人 日本音楽制作者連盟
理事長

野村達矢

昨年より権利者団体会議に参加することとなり、CPRA事業の重要性、中でも音楽の創作活動における実演家の権利処理がいかに大変で複雑か痛感しております。

特にこのコロナ禍では、多くのアーティストが新曲発表を遅らせた上、感染拡大防止の観点から、これまで音楽産業の拠り所だったイベントやコンサートの通常開催が困難となり、収益の見込めない無観客配信公演を余儀なくされています。こうしたギリギリの状況での配信にも関わらず、関係権利者との間での様々な権利処理が足枷となっています。更にはその配信映像の有料転売や動画共有サイトへの無断アップロードのような不正行為も残念ながら散見されます。

まもなくデジタル庁が開設され、政府機関も一般社会も効率化と即時性が求められ、音楽産業にも好影響をもたらすかと思えます。作品の創作はもとより、世界共通のメガプラットフォームを経由した流通やSNS主体のプロモーション展開と産業構造が大きく変化していきます。ところが権利処理は、このスピードへの対応が容易ではありません。新たな才能溢れるアーティストやその作品を絶やさないためにも、関係団体が手を携えた権利情報の集約化と効率的かつ透明性の高い権利処理基盤の構築が今後益々必要とされているかと思えます。

粛々と、着実に

一般社団法人 演奏家権利処理合同機構MPN
理事長

椎名和夫

思いもかけないCOVID-19の登場で、浮足立ったまま過ぎようとしている一年ですが、これから先どのようなことが、どのようになっていくのか？簡単にはわかりません。しかし、その「変化」が、この先お気楽に振り返ることだけはあるかなことのようにです。そんな時に限って、平常時にはありえないことが進行し、あとから気付くというようなことも起きるかもしれません。今はCPRAが帯びている、権利者を側面からしっかりサポートする役割を、粛々と、着実に果たしていく必要があります。

昭和45年に実演家の権利というものが位置付けられて以降、実演家と大切なパートナーである事業者との弛まない努力により成長してきた実演家の権利は、もはや権利者のみならず、社会にとって大きなインフラのひとつになりました。もちろん、相変わらず様々な課題はあります。こんな時だからこそ、ひとつひとつ、根気強く、注意深く向き合っていく姿勢が必要です。社会が揺籃期にあったとしても、この得難い財産を毀損することなく、またさらなる高みへと持ち上げていく責任をわれわれは背負っています。当機構もその責任の一端を微力ながらしっかり担っていきたいと思います。力を合わせて、一步一步進みましょう。

困難を超えて実演家を 支え続ける組織を目指して

一般社団法人 映像実演権利者合同機構
代表理事

小野伸一

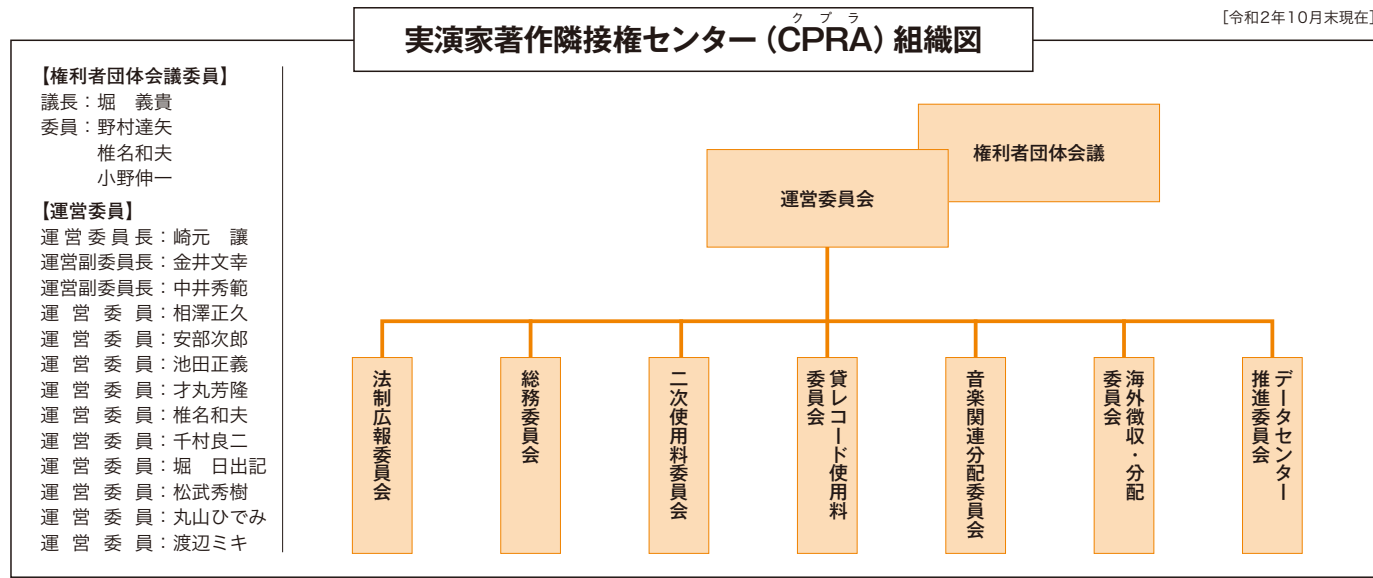
誰も想像し得なかった2020年になりました。2011年の春もそうでしたが、予想をはるかに超える困難に直面するたび、エンタテインメントの意義を考えさせられます。答えを見つけるのは簡単ではありません。ただ、この状況下でも音楽の力を幾度となく見ることとなりました。また、今まで当たり前でできていたことが当たり前でできない環境のなか、実演家やその関係者が懸命に試行錯誤する姿を数多く見ました。それらの姿を目の当たりにして、CPRAは、その懸命な努力に応え、その活動を支える存在でなくてはならないと、改めて想いを強くしました。

適切な権利や制度の在り方を常に考え実現を目指すこと、適正な対価の徴収と分配を確実に遂行すること、CPRAが取り組んでいることはどれも一筋縄にはいかず、不斷の努力が欠かせませんが、臆することなく続けなければならないと痛感しています。

引き続き広く関係各位の協力を賜りますようお願い申し上げます、そして権利者団体会議委員、運営委員会委員、各委員会委員とともにCPRAの業務に真摯に向き合って参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

9月11日	9月1日	7月10日	6月12日	6月11日	5月27日	5月25日	5月11日	4月30日	4月7日	3月17日	3月13日	3月4日	2月26日	新型コロナウイルス感染症に関連する 芸団協及びCPRA構成団体の動き
新型コロナウイルス感染症対策分科会において、歓声や声援を伴わないイベント・公演等の一部収容人数緩和を容認	◆芸団協が、要望「イベント等開催の制限緩和及びPCR等検査体制の拡充を」公表	文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」の申請受付開始（◆音事協、音制連MPNが事前確認認定団体として協力）	令和2年度第二次補正予算成立、「文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ（560億円）」公表	◆音事協、音制連らが「Music Cross Aid」基金創設	「J-ODive（コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金）」の申請受付開始	新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言	◆音事協、音制連らが「J-ODive申請サポートセンター」設立	「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」「チケット払い戻しをせず寄附した場合の税優遇制度」成立	7都府県に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令（16日に緊急事態措置実施区域を全国に拡大）	「新型コロナウイルスからライブ・エンタテインメントを守る超党派議員の会」開催（◆音事協、音制連がヒアリング参加）	◆芸団協が、要望書「新型コロナウイルス感染拡大防止による舞台公演中止等を受け、実演芸術活動の維持と鑑賞機会の回復に向けた施策を」を内閣総理大臣らに提出	◆日本音楽事業者協会（音事協）、日本音楽制作者連盟（音制連）らが、共同声明「エンタテインメントを愛する皆さんへ」公表	内閣総理大臣より、今後2週間のイベント等の中止、延期、規模縮小等の対応要請	

◆は芸団協及びCPRA構成団体の動き



各委員会を中心とした CPRAの取り組みについて

9月9日に開催された権利者団体会議において、令和2・3（2020・2021）年度CPRA運営委員が選出された。これを受けて、10月2日に開催された運営委員会では、委員長及び副委員長が選出され、前期同様、運営委員会の下に七つの諮問委員会を設置するとともに、担当運

営委員を決定した（今期の運営委員及び新体制について、前頁の「実演家著作隣接権センター（CPRA）組織図」をご参照下さい）。CPRA運営委員会の新体制決定を踏まえて、崎元譲運営委員長のほか、七つの諮問委員会の担当運営委員に、コメントをお願いした。



CPRA新体制にあたって

平成5年（1993）年に設立された芸団協実演家著作隣接権センター（CPRA）は、現在は、世界的にも例を見ない、実演家と事業者によって運営される著作権法に基づく実演家の権利処理の集中管理団体である。「権利者の、権利者による、権利者のための機関」として、CPRAはその業務について「独立性」、「専門性」、「透明性」をもって運営している。

今期、令和2・3（2020・2021）年度の運営体制がスタートした。今期も権利者団体会議委員（4名）、運営委員会委員（13名）はともに全員前期の役員が再任された。運営委員会委員長は、私、崎元が、副委員長には金井文幸委員と中井秀範委員が再任された。また今期の諮問委員会も従来どおり設置された。前期同様、運営委員、各権利者団体、学識経験者から適任者が選任された。なお諮問委員会については、現状に合わせて設置、統合を検討していくこ

とが確認されている。また運営委員会についても、運営委員に事務局からの人材を登用することなどを含めて、総務委員会で協議をしていくことになった。

今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、私たちの業界、特に実演家は大変厳しい状況になっている。最近では経済も動き始めてはいるが、まだ大変な状況は変わっていない。CPRAとしては、今まで以上に実演家の権利を守り、使用料等の徴収、分配を円滑に果たしていくために、今ある権利の維持はもちろん、「レコード演奏権・伝達権」や「ウェブキャスト権」など新たな権利獲得を目指していくことが重要である。

今期もこれらの諸課題を前に進めていくために権利者団体会議、運営委員会、各諮問委員会及び事務局職員が一丸となって活動していくことが大切である。これからも引き続き関係諸団体のご協力とご指導、ご鞭撻をお願いします。

（運営委員長 崎元 譲）

法制広報について

新型コロナウイルス感染症拡大は、我々エンタテインメント業界に甚大な影響を与えた。ライブやコンサート、イベントなどの中止、延期等により被った実演家や事務所の経済的損失は計り知れないものがある。そのような中、実演家の権利の集中管理団体として、使用料を徴収し、分配するCPRAの役割は、益々重要なものとなっている。

そして、新たな集中管理範囲の拡大の可能性も含む実演家の権利の拡充も重要である。ウェブキャスト権における実演家の権利行使の在り方や、レコード演奏権・伝達権の創設については、本委員会の下に設置された権利問題研究プロジェクトチームにおいて鋭意検討が続けられている。権利の拡充に向けて、欧米だけでなく、韓国をはじめとするアジア諸国の動向が示唆するところは少なくなく、調査研究を継続する必

要がある。

関係者や広く一般に実演家の権利の重要性を訴える上で、広報が果たすべき役割も益々重要となる。「CPRA news」やウェブサイト、勉強会などを活用して積極的に情報発信していく必要がある。

このように法制広報委員会では、「法制」と「広報」とが一体となって実演家の権利を守り、創造を支えるCPRAの役割の一翼を担っていきたいと思う。

（中井秀範運営副委員長）

総務について

昨年度のCPRAの徴収額は、CDレンタル市場の縮小が続いたものの、ほぼ横ばいであった。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により放送局の広告収入が減少し、商業用レコード二次使用料に多大な影響を及ぼすであろう。

今後のCPRA収入減が見込まれる中、使用料の徴収と分配を滞りなく安定させ、合理的に実現することは、CPRAに課された大きな社会的使命であると考えている。新たな組織運営や働き方の確立など、更なる環境整備を積極的に進めたい。

また、CPRAも発足から四半世紀が経過したが、より充実した運営を続けて行くためには、次世代への知識・経験の継承、後進の育成が急務

である。今期はそのための具体的な道筋を示すための期間としたい。

（相澤正久運営委員）

二次使用料について

商業用レコード二次使用料、昨年度に74億円を超えた。その大半を占める日本民間放送連盟とは昨年度末に複数年契約に合意し、放送事業収入は緩やかな減少傾向にあるものの、当面は徴収額が安定するものと見込んでいた。しかし新型コロナウイルス感染症拡大により状況が一変した。スポンサー収入の大幅減収や東京オリンピック・パラリンピックの開催延期等、民間放送全体の徴収について先行きが見通せなくなった。

緊急事態宣言下での在宅時間増加により、インターネット配信での有料動画視聴の需要が拡大し、配信事業者自ら制作する番組も増えている。そうした中、NHKがテレビ同時配信を開始し、民放キー局も実験的な取り組みを行っている。現在同時配信は、放送の補完という位置づけであるが、近い将来、スマートフォンによる視聴が一般的になる可能性もある。

著作権等管理事業者として、利用者のニーズに応じ、インターネット配信関連の集中管理を引き続き強化したい。増加傾向にある同時配信の徴収を順次進めていく。また、ウェブキャ

스팅の集中管理への取り組みについても、市場の拡大を念頭に置き、実演家に適正な対価を還元するため、具体的に進めてゆきたい。

（金井文幸運営副委員長）

貸レコードについて

CDレンタルサービスは大変厳しい状況である。定額制音楽配信サービスの定着により、CDの生産実績が減少し、CDレンタル市場の縮小が進んだ。貸レコード使用料の徴収額は、10年前に比べて半分程度にまで減少した。更に、新型コロナウイルス感染症拡大により、定額制動画配信の需要が高まり、貸レコード事業者が兼業するDVDレンタルサービスに影響を及ぼすものと思われる、更に厳しくなることが予想される。

文化庁長官の指定団体として、市場のニーズが続く限り、貸レコード事業者に対して滞納を防ぎつつ徴収を行うよう努める。日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合（CDV-J）とは、適正な使用料と、確実な徴収方法について、解決できるよう協議を進めたい。

（金井文幸運営副委員長）

音楽関連分配について

商業用レコード二次使用料の分配



では、2010年頃から定着した放送使用楽曲の全曲報告化に伴い、過去数年間にわたって分配精緻化に向けた検討を重ねている。

その結果、フィーチャード・アーティストについては、2014年度に規程の改正を行い、新たな方法による分配を開始した。現在、ノンフィーチャード・アーティストの分配方法について見直しを行っているが、昨年度は経過措置として、商業用レコード二次使用料、同様の分配を行っている録音権使用料および送信可能化権使用料、私的録音補償金の規程改正を行い、ノンフィーチャード・アーティストの分配を一部変更して実施した。また、権利者団体会議の命により、音楽関連分配委員会の諮問機関として「分配精緻化検討ワーキンググループ」が設置された。ここでは、利害等を超えて将来を見据えた分配の全体像構築に向けた技術的検討を行うとされ、諸外国の分配事例を参考にしながら、楽曲参加データ収集方法や使用料計算方法等の研究を進めている。また関係各所に対する演奏家の氏名表示に係る要請・啓発活動についても、引き続き検討を行っている。

管理事業の録音権使用料および送信可能化権使用料では、CPRA委任者にもかかわらず、様々な事情から分配が保留となった権利者に対する遡及救済措置を検討している。

(椎名和夫運営委員)



海外徴収・分配について

昨年度末の海外団体との契約数は34か国45団体となり、いずれの団体ともSCAPR（実演家権利管理団体協議会）が運用する実演家データベース（IPD）における実演家の個人識別番号（IPN）をキーとした適正な徴収・分配を実施している。海外分配額については大きな変動はないものの、海外エージェントの登録数が年々増え続け、昨年度末で60法人、分配額も全体の4分の1を超える勢いとなっている。海外徴収額は微増の傾向にあるが、作品情報データベース（VRDB）内の権利者不明楽曲の検索等により引き続き徴収業務の強化を目指したい。

アジア団体の育成支援事業は、2010年度より実施している実務研修が10周年を迎え、これまで招聘した5か国に対してはその後も継続的な支援を続けている。

さらに昨年度からはSCAPRの開発協力ワーキンググループにも積極的に参加し、法整備、集中管理団体の設立またはその運営等アジア各国が直面しているそれぞれ異なる課題について共有した。

大きな音楽市場を抱えるアジア地域からの将来的に安定した徴収を目指し、今後もSCAPRとの連携を強化しつつより多角的にその支援事業

に取り組んでいきたい。

(安部次郎運営委員)

データセンター推進について

データセンター推進委員会では、音楽関連分配委員会および同委員会の諮問機関として設置された「分配精緻化検討ワーキンググループ」での検討による商業用レコード二次使用料ノンフィーチャード・アーティスト分配の精緻化に向け、データ検証等のサポートをしていくとともに、分配方法につき合意が得られた段階で速やかにシステム改修を進めていく。

一方で分配の精緻化にあたっては、システム面での充実のみならず、分配に使用するデータの充実がもうひとつの大きな課題となる。政府においても同じ問題意識から、散逸する権利情報等の集約を目的とする「権利情報集約化協議会」を設置し、この数年来、調査研究や実証事業等を行ってきたが、その事業の核となる「ミュージック・ジェイシス協議会」の会員として、引き続き同事業等に積極的に参加し、そこで得られた知見等を今後の課題解決に役立てていきたい。

また、関係団体の連携強化の一環として利用してきた「権利者団体連携システムMAPS」については、前期の検討においてシステムリニューアルを実施することが合意されており、実務者の利便性向上および作業効率化を目的としたシステムの構築を検討していく。

なお、コロナ禍における徴収額の減収も懸念される中で、システム開発については導入効果とコストとのバランスをこれまで以上に考慮しつつ、効果的な業務改善を実現していきたい。

(椎名和夫運営委員)

2019年度 実演家著作隣接権センター（CPRA）事業の概要について

7月22日に芸団協総会が開催され、2019年度事業報告・決算が承認された。2019年度実演家著作隣接権センター（CPRA）事業の概要について報告する。

1. 2019年度徴収・分配実績

①徴収実績

2019年度の徴収総額は、概ね横ばいとなった。商業用レコード二次使用料及び録音権使用料の徴収額は減少傾向にある中で、放送番組のインターネット配信が好調に推移したことで送信可能化権使用料は増加した。一方、貸レコード使用料・報酬の徴収額は、音楽ストリーミングサービスの普及に伴い、CDレンタル市場の縮小が進み、減少した。その他、私的録音補償金の受領額は僅かなものとなった。

今後も、放送事業者等との協議の中で、商業用レコードの使用についてルールを定めつつ、金額の取り決めを行い、徴収を進める予定である。

②分配実績

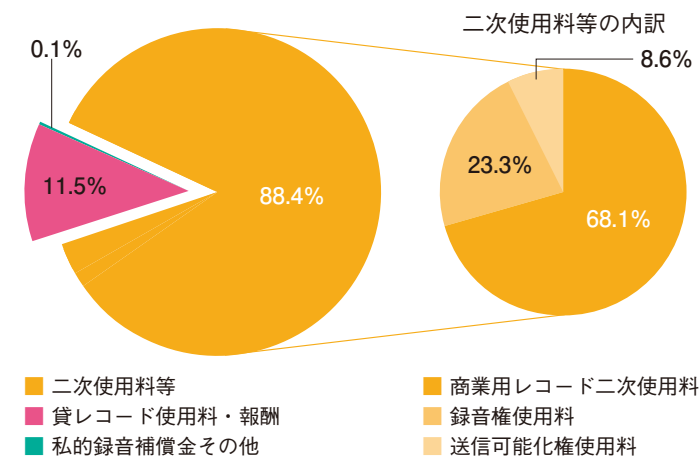
国内分配のうち、商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料・報酬、録音権使用料、送信可能化権使用料、私的録音補償金について、例年同様、管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を行った。

また分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めた。

③海外業務

17団体から徴収を行い、33団体及び25のエージェント

図1：2019年度徴収額の内訳（徴収総額：8,504百万円）



に分配を行った。また、新たに2団体と協定を結び、協定締結国は32か国43団体となった。

2. 法制広報業務

①著作権・著作隣接権を巡る課題の解決に向けた活動

著作権分科会をはじめとする関係省庁等の会合における議論に積極的に参加するとともに、意見表明を行った。

②『CPRA news』の発行、ウェブサイトの運営

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を年4回発行した。また、ウェブサイトを運営し、CPRAの業務概要、実演家の権利等について情報を発信した。

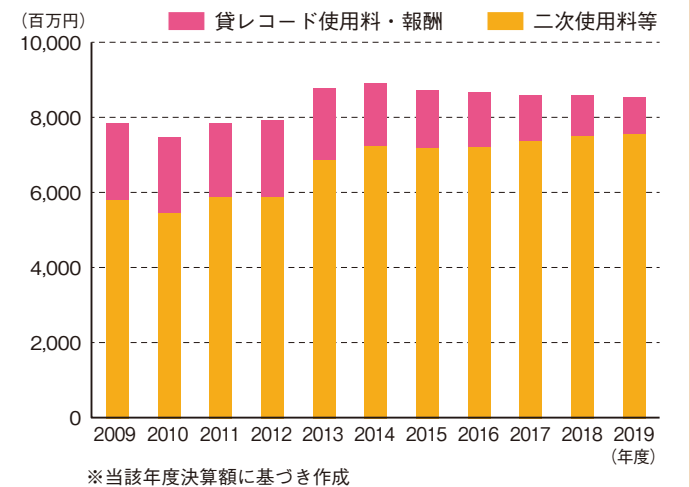
③著作権・著作隣接権制度の普及啓発事業への協力

関係団体等の活動に協力し、講師派遣や国外からの研修生、視察の受け入れ等を行った。



ベトナム音楽実演家権利保護協会（APPA）研修生の受け入れ（2019年10月）

図2：レコード実演に関する徴収額の推移



令和2・3年度芸団協役員が就任

7月22日に定時社員総会及び理事会、8月6日に理事会が開催され、芸団協新役員が以下の通り承認された。

- 会長（代表理事）：野村 萬
- 常務理事：太田耕二（法人運営担当）、金井文幸（CPRA徴収事業担当）、椎名和夫（CPRA分配事業担当）、福島明夫（実演芸術振興事業担当）、増山 周（法制・総務・財務担当）、松武秀樹（広報・寄付担当）
- 理事：安部次郎、猪崎弥生、板垣一誠、小野伸一、尾上墨雪、小山久美、菊地哲榮、桑原 浩、崎元 譲、三笑亭夢太郎、塩田秀夫、直居隆雄、丸山ひでみ、芳村伊十郎
- 監事：金山茂人、龍村 全
- 参与：大和 滋

文化庁・文化審議会「著作権分科会」の動向について

テレビ放送番組のインターネット同時配信については、NHKが今年4月に常時同時配信を開始し、民放でも試行的な配信が行われている。このような取組をさらに推進する上で、これまで以上に迅速・円滑な権利処理が可能となる環境整備が必要になる。集中管理に基づく包括許諾や、権利情報を集約したデータベースの充実など運用面での取組により円滑な権利処理が実現している一方で、制度面での対応が必要な部分も指摘されている。そのため、著作権分科会では権利処理の円滑化と権利保護・適切な対価の還元を両立させ、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となるような制度設計等の検討が進められている。今年2月、制度整備の大きな方向性を示す「基本的な考え方」が取りまとめられ、8月には、著作権分科会基本政策小委員会の下に放送番組のインターネット同時配信に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチームが設置され、本件について集中的に議論を進めている（座長：末吉互委員〔弁

護士〕）。

9月18日開催の第2回会合では、著作者、実演家及びレコード製作者へのヒアリングが行われ、芸団協CPRAからは椎名和夫運営委員が出席。椎名委員は、放送番組の同時配信等におけるレコード実演の権利処理については、芸団協CPRAが集中管理を行っており、既に円滑な権利処理が実現しているため、制度的な手当ては不要である旨説明している。

10月12日開催の第4回会合では、制度改正等の方向性を示す中間まとめが行われた。中間まとめでは、同時配信等に関する推定許諾制度の導入や、いわゆる「アウトサイダー」が権利を有するレコードおよびレコード実演に関して、通常の使用料相当額の補償金を支払うことを前提とした権利制限規定の創設などが盛り込まれ、制度の詳細については今後検討を深めることとされている。

今後は12月末までに著作権分科会報告書取りまとめの上、次期通常国会に著作権法改正法案を提出する予定。

芸団協ウェブサイト进行全面リニューアル

芸団協法人ウェブサイトの全面リニューアルを行い、9月10日に公開しました。芸団協の沿革や活動、とりわけ政策提言・調査研究活動の情報を充実させました。より迅速に分かりやすく必要な情報をお伝えしてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



芸団協ウェブサイト (<https://geidankyo.or.jp/>)

金井文幸

一般社団法人日本音楽制作者連盟 常務理事

ずいぶん長い間、夏になれば音楽フェスに行くものと思い込んでいた。夏の家族旅行といえば、苗場やひたちなか、山中湖ばかり。幕張のフェス会場は車で5～6分のため、娘は0歳から爆音に晒されていた。可哀想に。

ところが今年かというと、コロナ感染拡大防止のため、ほとんどすべて中止になった。自由に外出することもなく、ただただ静かに過ごすしかなかった。こんな状況が早く終わって欲しいと祈るばかりである。

このような折、つい先日のことであるが、大阪万博記念公園において「大阪文化芸術フェス presents OSAKA GENKi PARK」という大規模なイベントが開催された。あのとてつもなく広い公園に5つのステージが生まれ、総勢約50組のアーティストが出演し、来場者も各日2万人を超える大規模なもので、すべてのステージが盛況な情景を目にして、ほんの少しだけ安心できたし、心強く感じた。

イベントは2025年の大阪万博に向けた記念式典というテーマと我々業界関係者としては、感染拡大防止のための対策の検証、特に収容来場者数の制限緩和を目指すための試金石とするべく、入念な準備がされていた。具体的には、来場者全員に対して事前にwebサイトで問診をしたり、入場時に検温ブースでチェックをしたり、野外フェスのため来場者全員にレジャーシート（100cm×150cm）を配布して観覧中のフィジカルディスタンスを確保したり、来場者の発声や歌唱を禁止したりと新しい観覧形式が取り入れられていた。

ここまでの対応をするとすると、どうしても主催者側の費用負担が気になってしまう。そもそもコロナ禍でチケットの買い控えもおきており、開催経費の負担増をチケット代に転嫁するわけにもいかない。何より、感染がでてしまったときの公演関係者へのダメージは想像したくないほど深刻だが、それでもやはり再開していくしかない。万博記念公園の来場者の笑顔を見て、そう思った。

CPRA NEWS VOL.97 通巻97号 2020年10月31日発行
発行 / 実演家著作隣接権センター 編集 / 芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン / 株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<https://www.cpra.jp>

